

令和8年度
燕市育児短時間勤務給付金

募集要項

令和8年4月1日更新

【注意】本補助金の申請にあたっては、本募集要項とあわせて「燕市育児短時間勤務給付金交付要綱」をご確認ください。

燕市 企画財政部 地域振興課

1. 制度概要

男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活を両立できる職場環境整備を図るため、市内事業所で勤務する労働者が育児のための短時間勤務制度を利用した場合、当該労働者に対し、給付金を交付します。

- ・ 国の育児短時間就業給付金の対象外となる**2歳以上3歳未満の子**を養育するための短時間勤務について、市独自の給付を行います。
- ・ 柔軟な働き方として短時間勤務制度を選択できるよう促進します。

2. 交付要件

- ◎勤務するつばめ子育て応援企業において、就業規則又は労働協定等により育児短時間勤務制度を設けていること。
- ◎短時間勤務した月の月額賃金が、開始した直前の月の月額賃金より**1万円以上減額**となっていること。
- ◎**2歳から3歳未満の子を養育するために**制度を利用すること。

育児時短就業給付

2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して終業した場合に、一定の要件を満たすと「育児時短就業給付金」の支給を受けることが出来る**国の制度**があります。

詳しくはコチラ



3. 補助額

◎ 月 1 万円 × 育児短時間勤務した月数(上限12万円)

○育児短時間勤務した月の月額賃金が、育児短時間勤務を開始した直前の月(※1)の月額賃金(※2)より1万円以上減額になっていること。

○育児短時間勤務をした日数が1月に満たない月でも、上記に当てはまる場合は、当該月を1月とみなす。

※1産前産後休業・育児休業から引き続き育児短時間勤務をしている場合は、当該休業を開始した直前の月と比較する(次ページ)。

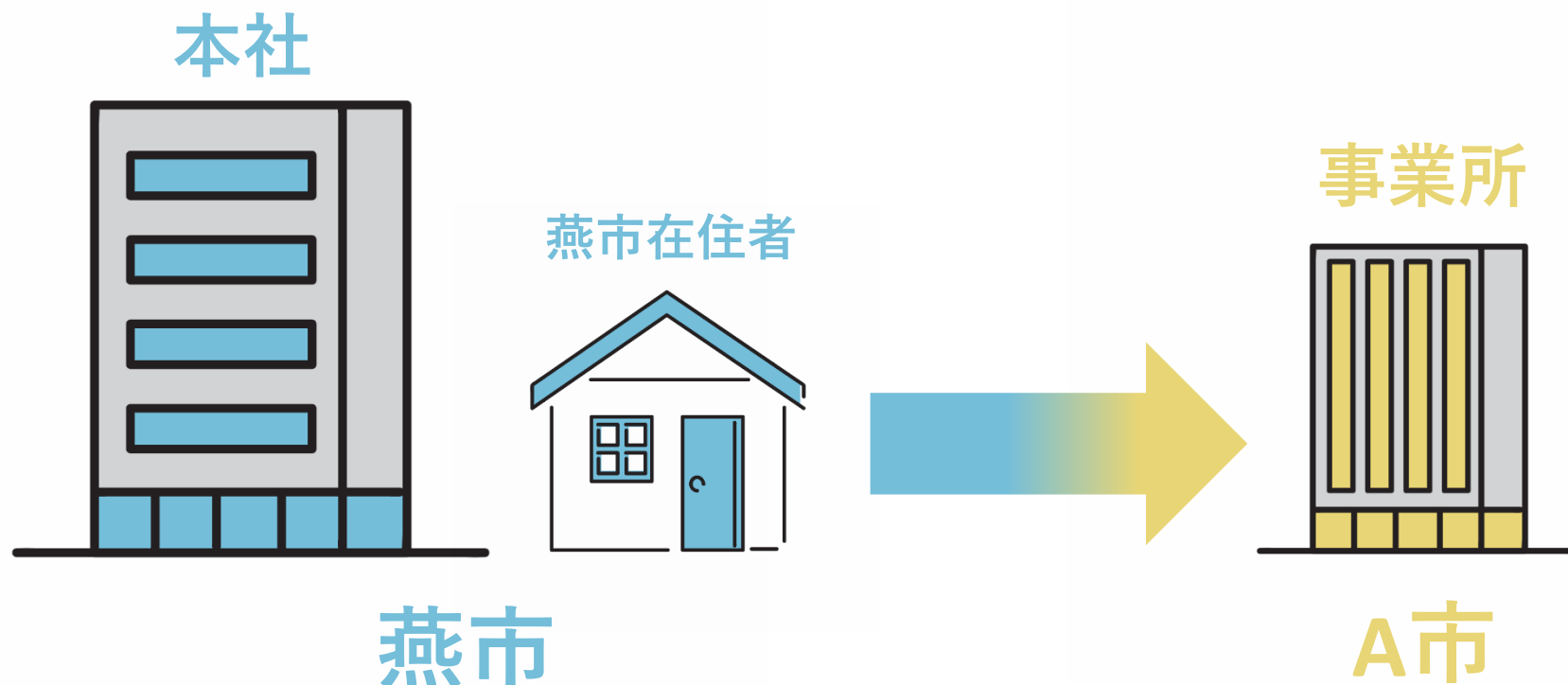
※2基本給に加え、各種手当(通勤手当、住宅手当、家族手当など)も含むが、臨時的な支払い(残業代、賞与など)は含まない。

4. 交付対象者（1）

- ◎ **つばめ子育て応援企業**又は**つばめ子育て応援企業プラス**に認定された燕市内の事業所で勤務する労働者であること（次ページで特例説明）。
- ◎ 雇用保険の被保険者として雇用されていること。
- ◎ 常勤の国家公務員又は地方公務員の身分を併せ持っていない者であること。
- ◎ 燕市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ◎ 市税等を滞納していないこと。

4. 交付対象者（2）

- 市内に本社のあるつばめ子育て応援企業等において、燕市在住者に限り、**市外の事業所に勤務する者も対象**とする。

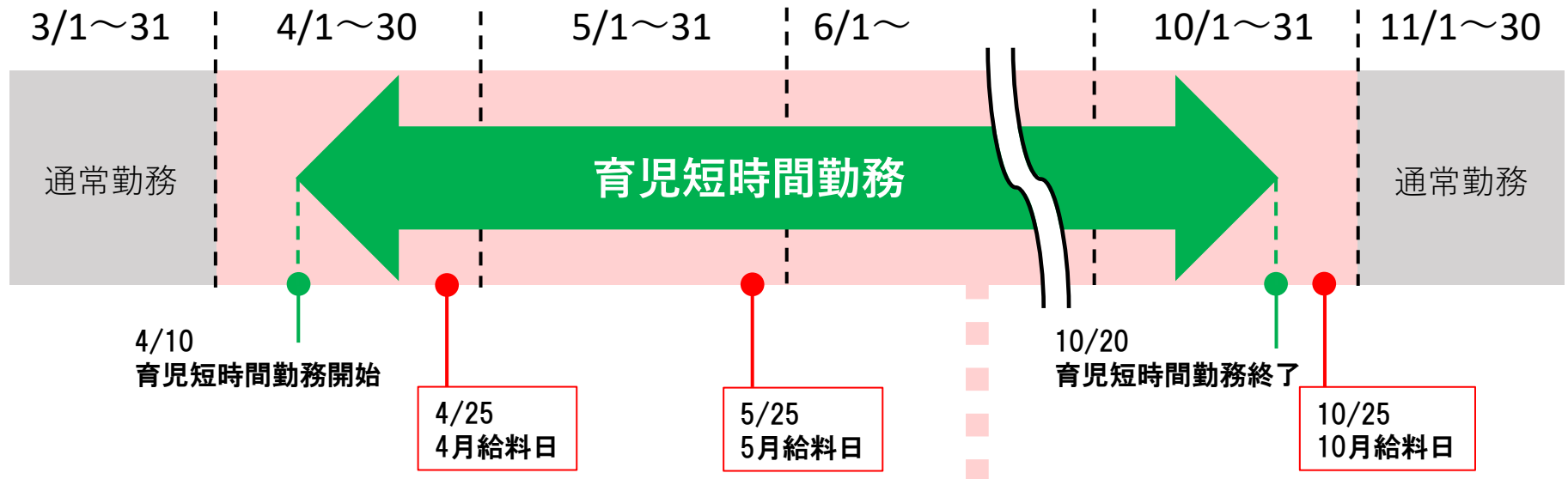


5. 交付対象月（1）【“育児短時間勤務した月の月額賃金”の考え方】

◎育児短時間勤務した月の月額賃金とは・・・

育児短時間勤務を実施した日の属する月に支給された月額賃金のこと。

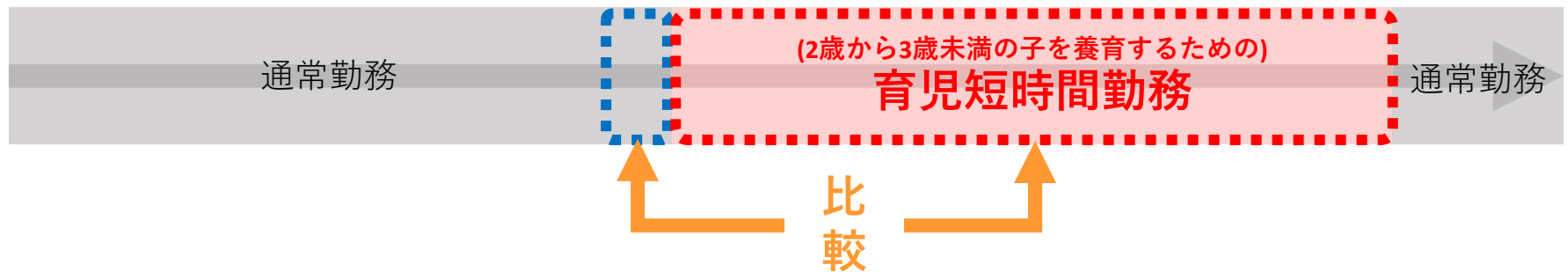
例) 4月10日～10月20日に育児短時間勤務を実施した場合



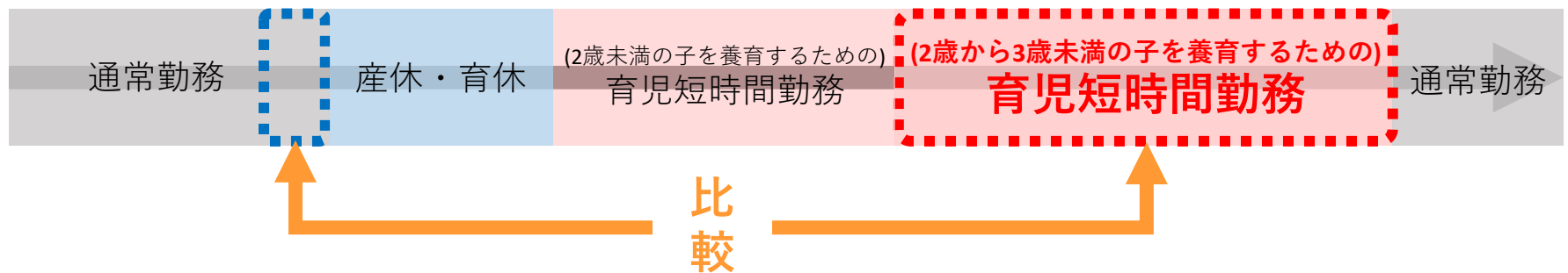
4月～10月の7か月分が“交付対象月”とみなされる。

5. 交付対象月（3）【“育児短時間勤務を開始した直前の月”の考え方】

①通常勤務から育児短時間勤務を実施(令和8年4月1日以降)

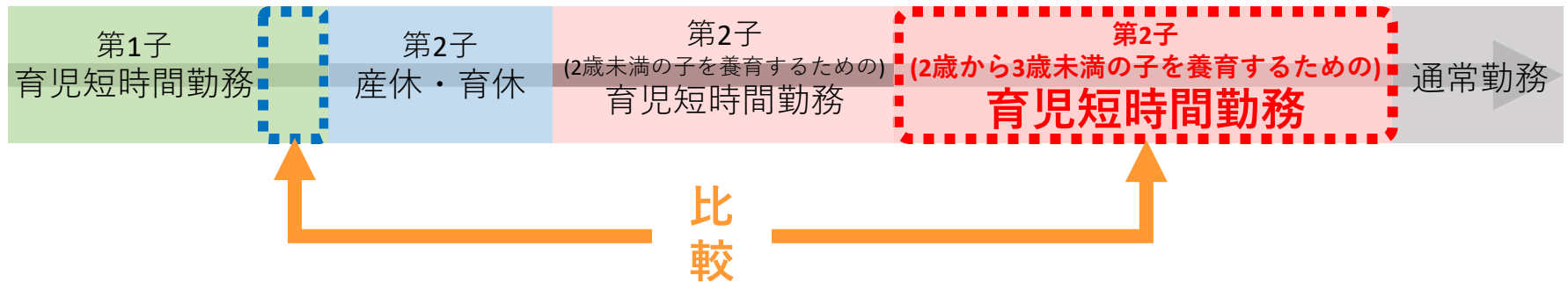


②産休・育休から引き続き育児短時間勤務を実施



5. 交付対象月（4）【“育児短時間勤務を開始した直前の月”の考え方】

③第1子育児短時間勤務から、第2子の産休・育休に入り、引き続き育児短時間勤務を実施



6. 補助金交付までのスケジュール

申請から補助金の交付までのスケジュールは概ね以下のとおりです。

	項目	備考
	(3歳未満の子を養育するための)育児短時間勤務が終了	
①	申請書類の提出・受付	
②	交付決定	申請受理から1~2週間以内程度で決定通知を市役所から郵送
③	交付請求書の提出	交付請求書と通帳の写しを提出
④	給付金の交付	

7. 補助金申請（1）

【提出書類】

申請時に必要な書類は、以下のとおりです。

①②の様式は燕市ホームページからダウンロードできます。

<input checked="" type="checkbox"/>		必要書類一覧	備考
<input type="checkbox"/>	①	燕市育児短時間勤務給付金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	市ホームページ掲載
<input type="checkbox"/>	②	暴力団排除に関する誓約書	市ホームページ掲載
<input type="checkbox"/>	③	育児短時間勤務に関する労働協定または就業規則の写し	
<input type="checkbox"/>	④	雇用保険被保険者の写し等雇用保険の被保険者であることが確認できるもの	
<input type="checkbox"/>	⑤	母子手帳の写し等育児短時間勤務に係る子との関係を証明できるもの	

（次ページに続く）

7. 補助金申請（2）

【提出書類】

申請時に必要な書類は、以下のとおりです。

☑	必要書類一覧		備考
☐	⑥	育児短時間勤務申出書の写し	
☐	⑦	出勤簿の写し等育児短時間勤務状況及び開始した月の直前の月(※)の勤務状況が確認できるもの ◎“ <u>直前の月1日</u> ”から“ <u>時短勤務終了日</u> ”までの全期間分 →休業の間にフルタイム勤務を挟んでいないか確認するため	※産前産後休業・育児休業から引き続き育児短時間勤務をしている場合は、当該休業を開始した直前の月と比較する。
☐	⑧	賃金台帳の写し等育児短時間勤務した期間の月額賃金及び開始した直前の月(※)の月額賃金が確認できるもの ◎“ <u>直前の月支給分</u> ”と、“ <u>交付対象月支給分</u> ”のみ →交付対象とならない期間の提出は不要	
☐	⑨	納税証明書（燕市外在住の場合）	

8. 申請書提出

- 窓口
燕市 地域振興課 協働推進係
(燕市役所 3階 12番窓口)

【開庁時間】

月曜日から金曜日

平日8時30分から17時15分

ただし、祝日・12月29日から1月3日を除く

- 郵送

〒959-0295

燕市吉田西太田1934番地(上記窓口宛)

※メールでの申請書の受付は行っていません。

9. 問い合わせ先

TEL : 0256-77-8361

E-mail : [chiiki\(at\)city.tsubame.lg.jp](mailto:chiiki@city.tsubame.lg.jp)

送信の際(at)を@(半角)に換えてください。